

わかば健やか便り

平成25年9月
第13号
税理士法人わかば
TEL.0120(152)575

税理士法人わかばから、関係者様とセミナーご来場の方へお届けしています。

「財産を引き継がない」という選択



< 相続財産より控除される債務・葬式費用等 >

相続財産には、現預金・不動産等の正の財産と借入金等の負の財産があります。亡くなった人の負の財産は、相続人が負担しなければなりません。相続税では、負担した債務は取得した相続財産から控除されます。

控除される債務とは

相続財産から控除される債務は、相続の発生の際現に存するもので、确实と認められるものに限られます。例えば、

- ・住宅ローンなどの借入金
- ・クレジット等の未払い
- ・生前の医療費・入院費等の未払い
- ・亡くなった人の所得税、固定資産税、住民税等の未納公租公課などがあります。

更に、葬式費用には、控除できるものとできないものがあります。

控除できる葬式費用

- ・葬式や葬送に際し、又はそれらの前において、埋葬、火葬、納骨等に要した費用
- ・葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業等に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ・上記以外で、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うと認められるもの
- ・死体の捜査又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用

控除できない葬式費用

- ・香典返戻費用
- ・墓碑及び墓地の買入費並びに墓地の借入料
- ・法会に要する費用
- ・医学上又は裁判上の特別の処置に要した費用

財産を引き継がない選択もある

仮に借入金等負の財産が、正の財産を上回っている場合でも相続人は、亡くなった人の負の財産を負担しなければなりません。そこで、2つの選択肢があります。

限定承認

正の財産の範囲内で負の財産を、条件付きで引き継ぐ方法です。具体的には、相続が発生して3か月以内に、相続人全員が選択し家庭裁判所へ届け出なければなりません。手続きが複雑でありあまり利用されていないようです。

相続の放棄

各相続人が相続の発生後3か月以内に、家庭裁判所に相続放棄の届け出をすれば、一切の財産を相続しないことができます。**相続放棄をした場合、最初から相続人ではなかったこととされますので、代襲相続もできません。**財産は残る相続人で分割することになります。

<健康コラム> ~ウォーキングを始めよう~

暑さも和らぎ、過ごしやすい季節になりました。日差しを避けて閉じこもっていた身体を開放して、ウォーキングを始めませんか？

<始める前に知っておきたいこと>

1. 動きやすい靴や服装

近頃は素材の進化により、軽く動きやすいスポーツウェアや靴が出回っています。おしゃれ感覚で選ぶのも楽しみの一つでしょう。

2. 準備運動

足腰だけでなく、上半身や指先まで体操してから動く方が足取りも軽くなります。終わった後のクールダウンとして身体をほぐすことで筋肉痛予防になります。

3. 無理せず自分のペースで

体調が優れない時や疲れている時は休む勇気を持ちましょう。休むこともトレーニングの一部です。ウォーキング中の水分補給なども忘れずに。



<健康への優れた効果>

1. 手軽な有酸素運動

天気さえ悪くなければ、思い立ったその日から始められる手軽さがウォーキングの魅力です。気負わず、のんびり始めてみてはいかがでしょうか。

2. 筋肉を鍛え、骨を丈夫にする

繰り返し行うことで筋肉を鍛え、強い骨を育てます。全身の筋肉量の7割を占めるのが下半身とされていますので、筋肉量を増やすことで代謝を促し、ダイエット効果も期待できます。

3. 免疫力増強、風邪に負けない体を作る

代謝を促すことと同時に心肺機能を高め、結果として風邪を引きにくい体を作ることが出来ます。また、病気をした時にも回復が早くなるなど良いことづくめではないでしょうか。

<楽しむ工夫>

歩く時間帯やコースでも気分が変わって楽しめそうです。隣町のパン屋さんまで歩くなど目標を定めて歩くのもいいですね。携帯電話に搭載できる万歩計などはカロリー計算や歩いた場所を地図で保存できるなど様々な機能があります。コースや道具を工夫することでより一層楽しめるのではないのでしょうか。爽やかな秋晴れのこれからの季節、ぜひウォーキングや運動を楽しんでみて下さいね。

税理士法人わかばでは、お客様のご要望にお応えするため、節税対策としての生命保険加入や所有する土地の処分等信頼できる企業と提携し、あらゆる方面から相続問題をお手伝いします。ぜひ、ご相談下さい。初回相談は無料です。(2回目以降は1時間当たり10,000円)

町田で支えられて開業25年

信頼と実績の税理士法人わかばへ、ぜひご相談下さい。

税理士法人わかば

〒194-0022 東京都町田市森野 1-33-11 町田森野ビル1F

TEL.0120-152-575 FAX.042-729-6991(不要のご連絡こちらへ)

<http://www.wakaba-tax.com> info@wakaba-tax.com

